

古賀市温室効果ガス排出量可視化システム導入費補助事業の実施に向けた 可視化システム協力事業者の公募要領

令和6年4月26日

1 趣旨

本市では令和3年11月30日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050（令和32）年に二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすこととしています。脱炭素社会の実現に向けては、事業者にも積極的な対策や取組が求められており、自らの事業活動に伴う排出だけではなく、原材料・部品調達や製品の使用段階も含めた排出量を削減する動きが求められています。また、金融機関の融資先の選定基準に地球温暖化への取組状況が加わる事例も増えています。

こうした背景を踏まえて、本市では、市内事業者を対象として、事業者の温室効果ガス排出量を可視化することができるシステム（以下「可視化システム」という。）を導入する費用を補助する事業である古賀市温室効果ガス排出量可視化システム導入費補助事業（以下「補助事業」という。）を実施することとしており、本要領では、補助事業を行う際に市内事業者に広く可視化システムを紹介するため、可視化システムを提供し、及び地球温暖化対策の波及を図るための市の取組に協力することが可能な協力事業者（以下「協力事業者」という。）の募集等に関し必要な事項を定めるものです。

2 公募概要

(1) 協力事業者の要件

選定要件は、次に掲げる項目をすべて満たす事業者とします。

- ア 可視化システム（サプライチェーン排出量の Scope 1～3に対応しているものに限る）を提供できること。
- イ 補助事業の実施・活用促進のため、協力事業者及びシステムに関する情報を一覧として作成、公開することに協力可能であること。
- ウ 地球温暖化対策の波及を図るための市の取組（市の主催する脱炭素セミナーへの協力、他の脱炭素関連事業への連携等）に協力可能であること。
- エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- オ 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - (ア) 所得税又は法人税
 - (イ) 消費税及び地方消費税
 - (ウ) 市税
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴

- 力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本事業に参加しようとする者

(2) 協力事業者に依頼する内容

- ① 温室効果ガス排出量可視化システムを提供できる事業者として市ホームページ等で紹介させていただくこと。
- ② 協力事業者に対し市内事業者からの問い合わせ等があった場合には、本補助事業の紹介を行うこと。
- ③ 地球温暖化対策の波及を図るための市の取組に協力いただくこと（市の主催する脱炭素セミナーへの協力、他の脱炭素関連事業での連携等）。

(3) 審査方法

登録申請書の内容及びヒアリング等により協力事業者の要件を満たしているか総合的に評価する。

(4) 募集スケジュール

(ア) 補助事業の開始時点（令和6年6月頃）において登録を希望する場合

申請書類受付期間	令和6年4月26日（金）～5月17日（金）
審査期間	令和6年5月20日（月）～5月23日（木）
協力事業者の決定	令和6年5月24日（金）

(イ) 補助事業の開始後登録を希望する場合

申請書類受付期間	令和6年5月27日（月）～ 補助事業終了時
審査期間	随時
協力事業者の決定	随時

3 登録手続等

- (1) 登録申請 : 登録希望者は、登録申請書（様式1）を提出ください。
- (2) 変更申請 : 登録事項に変更が生じた際は、登録事項変更申請書（様式2）を提出ください。
- (3) 廃止申請 : 登録を廃止する際は、登録廃止申請書（様式3）を提出ください。
- (4) 提出方法 : 古賀市市民部環境課窓口にて提出するか、郵送またはメールで提出ください。
※メールアドレス : kankyo@city.koga.fukuoka.jp

4 協力事業者の登録及び結果の公表

(1) 評価基準等

協力事業者の要件を満たしていること、また、必要に応じてシステムについてヒアリング等を実施し、総合的に評価します。

(2) 選定結果の通知及び公表等

選定結果は、申請書類に記載の連絡先へメールで通知いたします。

5 留意事項

(1) 本事業において、他の事業者に関して知り得た情報について、本補助事業の実施期間及び終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、当該事業者から事前に承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 疑義等が生じた場合は、市と協議の上、決定すること。